

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例制定について

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市名誉市民の称号を追贈できる範囲を広げるため、この案を提出する。

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例

那覇市名誉市民条例(1963年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(称号を贈る条件) 第2条 〔略〕 2 前項に規定する条件に該当する者が <u>死亡した</u> ときは、同項の称号を追贈することができる。 3 〔略〕	(称号を贈る条件) 第2条 〔略〕 2 前項に規定する条件に該当する者が <u>死亡している</u> ときは、同項の称号を追贈することができる。 3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。